

仕様書

件名：令和８年度 地域包括支援センター運営業務（岩沼西小学校学区）

1. 一般共通事項

1. 1 概要

本仕様書は、宮城県岩沼市（以下「本市」という。）において、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）等の関係法令並びに岩沼市地域包括支援センター業務委託契約書（以下「契約書」という。）及び岩沼市地域包括支援センター運営方針（以下「運営方針」という。）に定めるもののほか、法第１１５条の第１項の規定に基づき、本業務受託事業者（以下「受託者」という。）が設置して運営する地域包括支援センター（以下「センター」という。）において実施する業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

1. 2 適用

本仕様書は、本業務に適用する。なお、本仕様書に規定されていない事項については、監督職員と協議のうえ、当該協議結果を本業務に反映させること。

1. 3 履行場所

本業務を行う地域は、岩沼西小学校学区（北長谷南、北長谷北、松ヶ丘第一、松ヶ丘第二、三色吉南、三色吉中、三色吉北、千貫団地、平等団地、長岡上、長岡下、小川上、小川下、志賀上、志賀中、志賀下、栄町北、栄町中央、栄町南、栄町東、土ヶ崎第一北、土ヶ崎第一南、土ヶ崎第二、土ヶ崎第三北、土ヶ崎第三南、たけくま第一東、たけくま第一西、たけくま第二東、たけくま第二西、たけくま第三、朝日西、朝日東第一、朝日東第二）とする。

1. 4 履行期間

自 令和８年４月 １日

至 令和９年３月 ３１日

2. センターで実施する業務及び実施方針

センターで実施する業務の具体的内容については運営方針において定めるものとし、業務を遂行するに当たっては、法第１１５条の４７に基づき、本市が策定した運営方針を業務推進の指針とし適切に実施すること。

3. 施設の設置場所

本業務を行う拠点となる主たる事業所は業務地域内に設置するものとする。

4. センターの設備

センターの設備等については、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) センターの業務の実施に必要な広さの事務室を有すること。
- (2) センター事務室の出入口及び事務室内にある個人情報に記載した書類等の保管キャビネットは施錠できるものであること。
- (3) センター内にインターネット接続環境を構築し、センター専用で利用できる電子メールアドレスを取得すること。また、センター専用の電話を設置すること。
- (4) センターが設置される建物及びセンター事務室及び設備は、利用者に配慮し、日照、採光、換気等利用者の保健衛生及び防災に十分配慮したものとする。
- (5) センター事務室内に個人情報の取扱規程を掲示すること。
- (6) センターの看板及び案内板等を設置すること。
- (7) 利用者等の相談を受ける場合については、新たな相談室等の設置は求めないものの、既存の相談室等を活用するなど、プライバシー保護等に十分配慮した対応をとること。

5. 業務日及び業務時間

センターの業務日及び業務時間は、原則次のとおりとする。ただし、受託者において必要がある場合、次の業務日及び業務時間を変更して業務を行うことができる。

- (1) 業務日 月曜日から金曜日

(国民の祝日及び令和8年12月29日から令和9年1月3日までを除く。)

- (2) 業務時間 午前8時30分から午後5時15分

業務時間中は、常時相談等に対応できるよう、必要な勤務体制を組むこと。

- (3) 緊急時や業務時間外の対応

上記(1)、(2)の規定にかかわらず、常時年間を通して電話等により24時間対応可能な連絡体制を確保し、緊急時には対応が取れるような体制を構築すること。ただし、緊急時の連絡体制については、センター設置法人に係る他施設、機能の活用、連携による体制として差し支えないものとする。また、地域の住民、関係団体等から会議等の要請がある場合は、対応が可能となるよう調整すること。

6. 職員体制

センターの職員体制は、次の(1)から(5)までに掲げる職種に係る職員を常勤で配置すること。また、原則として、他の職種の兼務はできないが、(5)に掲げる職種に係る職員が(4)に掲げる職種を兼務することはできる。

当該職員のうち1人を管理者とすること。ただし、センターの管理者が必要と認める場合は、次に定める配置人数の増員及び事務職職員の配置を行うことができる。

- (1) 保健師その他これに準ずる者

これに準ずる者とは、高齢者支援を含む地域ケア、地域保健等に関する経験をおおむね1年以上有する看護師。なお、この経験のある看護師には准看護師は含まないものとする。

- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者

これに準ずる者とは、福祉事務所の現業員等の業務経歴が5年以上又は介護支援専門員の業務経歴が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事

した経験を有するもの。

(3) 主任介護支援専門員その他これに準ずる者

これに準ずる者とは、ケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有する者。

(4) 生活支援コーディネーター

特定の資格要件は定めないが、宮城県が実施する生活支援コーディネーター養成研修を受講した者。研修を修了していない者を配置する場合には、履行期間内に前記の研修を修了すること。

(5) 認知症地域支援推進員

認知症の医療又は介護における専門的知識及び経験を有する医師、保健師、看護師、作業療法士、歯科衛生士、精神保健福祉士、社会福祉士又は介護福祉士の資格を有する者のほか、認知症の介護や医療における専門的知識及び経験を有する者として本市が認めた者。

7. 報告、調査等

受託者は、センター業務の実施状況について運営方針に基づき本市の指定する期日までに本市に報告すること。

(1) 本市が、必要があると認めたときは、受託者から委託業務に関する資料若しくは報告書を提出させ、又は委託業務の実施状況を調査することができる。

(2) 本市が、前項の調査等により、必要があると認めたときは、受託者に対し、必要な措置を求めることができる。

8. 事業計画

受託者は、本市が指定する時期に、事業計画書及び収支予算書を本市に提出するものとする。

9. 実績報告

一業務年度の終了後、本市の指定する期日までに、業務実績報告書及び収支決算書を本市に提出しなければならない。

10. 委託料

本業務における契約代金額の支払いは、契約書に基づき前払い（介護予防ケアマネジメント事業費を除く）とし、受注者は、本業務の契約代金額の請求について、本市の指定する請求書により、支払いを受けようとする14日前までに請求するものとする。

※本委託業務は国税庁消費税法基本通達第7節社会福祉事業等関係6-7-10により非課税

11. 公平・中立性

受託者は、センターを運営するに当たり、正当な理由なく特定の事業者、団体、個人を有利に扱うことがないよう十分配慮すること。

令和 8 年度岩沼市地域包括支援センター運営方針

(目的)

第 1 条 本方針は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）に規定する地域包括支援センター（以下「センター」という。）について、その運営に関する必要な事項を定め、センターの円滑な運営を図るとともに、岩沼市高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画（以下「計画」という。）を踏まえ、地域包括ケアシステムの深化・推進の中核的機関であるセンターが、計画の基本目標の実現に向け取り組むべき事業の実施に係る基本方針について示すものである。

(実施主体)

第 2 条 センターの業務である包括的支援事業の実施主体は、岩沼市（以下「市」という。）とする。

- 2 市は、法第 115 条の 47 第 1 項の規定に基づき、包括的支援事業を適切、公平、中立かつ効率的に実施することができ、かつ、利潤を目的としない非営利性を有する法人であって、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 7 の 2 第 1 項に規定する老人介護支援センターを設置する法人、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人その他市長が適当と認める法人に委託する。

(市の責務)

第 3 条 市は、法第 115 条の 46 第 1 項の目的を達成するため、センターにおいて適正に事業を実施することができるよう、その体制の整備に努めるものとする。

- 2 センターの実施した事業に対する評価を行い必要な措置を講じる。

(センターの設置)

第 4 条 岩沼市地域包括支援センター運營業務受託事業者（以下「受託者」という。）は、法第 115 条の 46 第 3 項及び介護保険法施行規則に基づき、様式第 1 号「地域包括支援センター設置届出書」及び様式第 2 号「地域包括支援センターの届出に係る記載事項」により、あらかじめ市に届け出てセンターを設置するものとし、センター職員は、様式第 3 号「地域包括支援センター職員身分証明書」を常に携帯し、高齢者等から求めのあった場合は、これを提示しなければならない。また、勤務時間中は、センター職員であることを明示した名札を着用すること。

- 2 センター設置に当たっては、公平、中立及び利便性を確保するため、受託者である法人の本体施設及びサービス提供施設等と明確に分離された場所に設置するものとする。また、センターの周知に関する印刷物等には受託者が運営するサービス提供施設等の情報を掲載してはならない。ただし、必要がある場合はあらかじめ市と協議すること。

(センターの責務)

第 5 条 本指針に基づき第一号介護予防支援事業、包括的支援事業及び指定介護予防支援等を実施するとともに、高齢者が住み慣れた地域で、自立した日常生活を営むことができるよう地域に根ざした支援体制づくりに努め、地域包括ケアシステムの深化・推進につなげる。

(設置区域)

第6条 センター設置区域は、法第117条第2項第1号の規定する区域とし、業務地域は「岩沼市地域包括支援センター運営業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)に定めるものとする。

(業務内容及び実施方針)

第7条 業務内容の方針については、次に掲げる各号のとおりとする。

(1) 法第115条の45第1項第1号ニに規定する第一号介護予防支援事業

センター利用者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス等の適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう、必要な援助を行うこと。なお、第一号介護予防支援事業に基づく介護予防ケアマネジメントについては「岩沼市介護予防ケアマネジメント実施要領」に基づき実施すること。

(2) 法第115条の45第2項に規定する包括的支援事業

① 法第115条の45第2項第1号に規定する総合相談支援事業

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うものとする。また、高齢者本人のみならず介護を行う家族等に対する支援も重要であり、複合化、複雑化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援・対応をしていくため、他の相談支援を実施する機関と連携するとともに、必要に応じて引き続き相談者とその世帯が抱える地域生活課題全体の把握に努めながら相談支援を行うこと。

ア 地域におけるネットワーク構築

(ア) 支援を必要とする高齢者等を見出し、保健、医療、福祉サービスをはじめとする適切な支援につなぎ、継続的な見守りを行うため、地域における関係者のネットワーク構築を図ること。

地域に必要な社会資源がない場合は、その発掘に努め、さまざまな社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行うこと。

地域ケア会議を積極的に活用し、問題解決にあたる体制整備を進め、地域の特性に応じたネットワークを構築していくこと。なお、ネットワーク構築に係る業務を行ったときは、その内容について様式第4号「活動報告書」に速やかに記録すること。

イ 総合相談

(ア) 電話、来所、訪問、電子メール等の手段により高齢者やその家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じ様々な相談を受け、的確な状況把握等を行うとともに、専門的又は緊急の対応が必要かどうかを判断し、必要な情報を提供し、適切で専門的な機関やサービスにつなげるなど総合的な支援を行うこと。

- (イ) 総合相談において、緊急の対応が必要な場合は、市及び関係機関と連携を図り、問題の解決に向け迅速な対応を行うこと。
- (ウ) 総合相談を行うに当たっては、地域の住民を対象に説明会及び出張相談を行うなど地域に出向いた対応を積極的に行うこと。
- (エ) センター利用者の保健福祉サービスの利用申請手続きの受付代行（市等への申請書の提出）等の便宜を図る等、利用者の立場に立って保健福祉サービスの利用調整を行うこと。また、定期的に情報収集を行い、期待された効果の有無を確認し、評価すること。
- (オ) 総合相談を実施した際には、高齢者の基礎的事項、把握した内容、相談内容等を様式第5号「岩沼市高齢者サービス基本台帳」に、また支援・対応結果を様式第6号「地域包括支援センター相談票」及び様式第7号「支援・対応経過シート」に速やかに記録すること。

ウ 実態把握

適切な総合相談業務遂行のため、地域におけるネットワークの活用、市との連携、高齢者等への個別訪問、家族や近隣住民からの情報収集等により、高齢者等の心身の状況等について効率的、効果的に実態把握を行うこと。なお、把握した内容等を、様式第5号「岩沼市高齢者サービス基本台帳」に速やかに記録すること。

エ 家族を介護する者に対する相談支援

認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含めた家族介護者の負担軽減を図る観点から、適切なサービスにつながるよう福祉・医療・介護・教育等の関係機関と連携しながら相談支援を行うこと。

適宜、家族介護支援事業と連携して相談支援を行うこと。

オ 地域共生社会の観点に立った包括的な支援の実施

複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援を提供するために、総合相談支援の実施にあたっては、他の相談支援を実施する機関と連携し、地域生活課題を把握しながら相談に当たること。

② 法第115条の45第2項第2号に規定する権利擁護業務

地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービスに等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行うこと。

ア 成年後見制度（任意後見制度も含む、以下同じ。）の利用促進

高齢者やその家族、関係機関等からの相談や実態把握によって、その高齢者等の判断能力や生活状況等を把握した結果、医療機関の受診や福祉サービス利用等の契約に関して支援が必要な場合、経済的被害を現に受けている又はその可能性がある場合、預貯金等の財産管理、遺産管理等の支援が必要な場合など、成年後見制度を利用する必要があると思われる場合は、市と連携を図り、必要な支援を行うこ

と。

- (ア) 成年後見制度の普及啓発
- (イ) 成年後見制度の利用に関する提案
- (ウ) 成年後見制度の利用が必要な場合の申立てに関する支援及び市との連携
- (エ) 診断書の作成や鑑定に関する地域の医療機関との連携
- (オ) 成年後見人等となるべき者を推薦できる団体との連携
- (カ) その他成年後見制度の利用、促進に関すること

イ 高齢者虐待への対応

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。）第 17 条に規定する事務の委託により、次の業務を行う。

※ 65 歳未満の者への虐待（障害者虐待防止法の対象外）、養護、被養護の関係にない 65 歳以上の者への暴言や暴力（互いに独立した 65 歳以上の夫婦間での DV を含む）、セルフ・ネグレクトについても高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められることから、次の業務の対象とする。

- (ア) 高齢者虐待防止法第 6 条の規定による相談、指導及び助言
- (イ) 高齢者虐待防止法第 7 条第 1 項又は第 2 項の規定による通報
- (ウ) 高齢者虐待防止法第 9 条第 1 項の規定による届出
- (エ) 高齢者虐待防止法第 9 条第 1 項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置
- (オ) 高齢者虐待防止法第 14 条第 1 項の規定による養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置

※虐待を把握した場合には、速やかに市に高齢者の状況等を報告し、「岩沼市高齢者虐待対応マニュアル（令和 4 年 10 月）」に基づき、適切な対応をとること。

ウ 老人福祉施設等への措置の支援

高齢者が家族等からの虐待を受けている場合や、認知症その他の理由により意思決定能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族がいない場合など、保護の必要性がある場合は、市と連携を図り、必要な支援を行うこと。

- (ア) 老人福祉法上の措置が必要と思われる場合の市との連携
- (イ) 成年後見制度の利用を含めた適切な支援
- (ウ) その他措置に伴う支援

エ 消費者被害の防止に関する対応

高齢者やその家族、関係機関等からの相談や実態把握によって、消費者被害に関する問題が発生している又はそのおそれがあると認められる場合には、関係機関と連携を図り、必要な支援を行うこと。

- (ア) 訪問による相談や情報収集

- (イ) 消費生活センターとの連携
- (ウ) その他消費者被害の防止のために必要な支援

オ 困難事例への対応

高齢者等やその家族に重層的な課題が存在している場合や高齢者等自身が支援を拒否している場合、既存のサービス等では適切なものが見つけにくい場合など、その対応が困難な事例を把握した場合には、センターの職員が連携し、対応策の検討を行い、関係機関と連携を図り、又は岩沼市高齢者権利擁護アドバイザー等の専門的助言を受ける等、必要な措置をとること。

③ 法第 115 条の 45 第 2 項第 3 号に規定する包括的・継続的ケアマネジメント業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において、多職種相互の協働等により連携するとともに、介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントとの相互の連携を図ることにより、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行うこととする。

ア 包括的・継続的なケア体制の構築

- (ア) 地域の多職種連携体制構築のために資する講演会、研修等の開催
- (イ) 地域の社会資源の把握及び開発
- (ウ) 高齢者の入院・退院及び入所・退所の際の連携並びに調整
- (エ) 高齢者に対する継続的支援

イ 介護支援専門員に対する個別支援及び集団指導及び研修

- (ア) 相談窓口の設置
- (イ) 支援困難事例を抱える介護支援専門員への支援
- (ウ) 個別事例に対するサービス担当者会議の開催支援
- (エ) ケアプラン作成指導等を通じた介護支援専門員へのケアマネジメント指導
- (オ) その他ケアマネジメントの質の向上に対する必要な支援

④ 法第 115 条の 45 第 2 項第 4 号に規定する在宅医療・介護連携推進事業

在宅医療と介護サービスを一体的に提供するため、地域の医療介護関係者等から在宅医療・介護連携に関する相談等を受け付け、連携調整、情報提供等や医療・介護資源の把握、情報収集を行い、連携に必要な支援を行うものとする。また、地域住民に対して、在宅医療・介護連携に関する普及啓発を行うものとする。

⑤ 法第 115 条の 45 第 2 項第 5 号に規定する生活支援体制整備事業

岩沼市生活支援体制整備事業活動方針に基づき、日常生活圏域を活動範囲とした生活支援コーディネーターを配置し、資源開発、ネットワーク構築、第 2 層協議体の実施、ニーズと取組のマッチング等の多様な主体による取組のコーディネート業務を実施し、地域における一体的な生活支援サービスの提供体制の整備を行うものとする。

する。

⑥ 法第 115 条の 45 第 2 項第 6 号に規定する認知症総合支援事業

認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員を配置し、認知症の容態の変化に応じ、すべての期間を通じて、必要な医療、介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人に対して効果的な支援を行うものとする。また、認知症に関する普及啓発、チームオレンジいわぬまの取組の推進による認知症の人やその家族に優しい支え合いの地域づくりに向けた検討を行うものとする。

(3) 地域ケア会議の設置

地域ケア会議の実施については、次に掲げるもののほか、「岩沼市地域ケア会議の方針」を遵守し実施するものとする。

① 地域ケア個別会議

業務地域内の支援困難事例等に関して、関係者等による多角的視点からの事例検討を通し、課題解決に向けた支援を行うことを目的とする。併せて、支援者の課題解決力及びケアマネジメントの質の向上、並びに関係者間のネットワーク構築に取り組むこと。

② 地域ケア共有会議

市並びに他圏域のセンターと連携を図り、地域ケア個別会議における事例検討から、地域に潜在するニーズ・課題や、社会資源の抽出及び整理を行うことを目的とする。

③ 地域ケア推進会議

地域ケア共有会議において抽出・整理したニーズ・課題の解決に向けた地域づくり、社会資源の開発・ネットワーク構築といった政策形成に取り組むことを目的とする。なお、実施主体は市とする。

④ 自立支援型地域ケア会議

医療と介護の多様な専門職が参加することにより、自立支援に資するケアマネジメントの質の向上に取り組むことを目的とする。なお、実施主体は市とする。

(4) 一般介護予防事業（介護予防普及啓発事業）

地域の高齢者が介護予防及びフレイル予防（以下「介護予防等」という）に関する知識や理解を深め、介護予防等に向けた取組を主体的に実施できるよう支援を行うものとする。

① 介護予防等に資する基本的な知識を普及啓発するための講座や介護予防教室等の開催

② 地域における自発的な介護予防等に資する活動の育成及び支援

(5) 法第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援業務

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、介護

予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業所等の関係機関との連絡調整等を行い、高齢者自身が地域における自立した日常生活を送れるよう支援するため、「岩沼市指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（平成 27 年岩沼市条例第 4 号）（以下、「基準条例」という。）及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（厚生労働省令第 37 号）を遵守し下記業務を実施することとする。ただし、指定介護予防支援業務については、岩沼市地域包括支援センター運営業務委託には含めず、基準条例に基づき指定を受けた指定介護予防支援事業所として業務を実施することとする。

① 利用申込の受付

② 契約締結

③ アセスメント

④ 介護予防サービス計画原案の作成

介護予防サービス計画原案については、様式第 8 号「介護予防サービス・支援計画書」又は、様式第 9 号から様式第 12 号「アセスメント表」「介護予防サービス計画書（１）（２）」「週間支援計画表」の作成を行うこと。

⑤ サービス担当者会議の開催

開催結果について、様式第 13 号「介護予防支援経過記録」及び様式第 14 号「サービス担当者会議の要点」に記録すること。

⑥ 介護予防サービス計画書の交付

⑦ モニタリング

モニタリングの結果については、様式第 13 号「介護予防支援経過記録」または、様式第 15 号「介護予防支援・サービス評価表」に記録すること。

⑧ 評価、計画書の見直し

評価の結果については、様式第 15 号「介護予防支援・サービス評価表」に記録すること。

⑨ 給付管理、介護報酬の請求

(6) 前各号に掲げるもののほか、センターの運営に必要な業務

① 市及びセンター同士の連携に関する業務

計画に基づく事業運営や課題解決に向けた取り組みの検討、センター間の連携・情報交換等を図ることを目的とし、「岩沼市地域包括支援センター連絡会（以下「連絡会」という。）」を設置、運営する。なお、連絡会には仕様書に規定する職種ごとに専門部会を設置するものとする。

② 例月の報告に関する業務

毎月の業務において、指定の様式に記録することとしているもの（指定介護予防支

援業務を除く）及び運営方針第 7 条に規定する業務について、様式第 16 号「岩沼市地域包括支援センター実績報告書」により、業務を行った翌月 15 日まで市に報告するものとする。

③ 地域包括支援センター運営協議会等（以下「運営協議会等」という。）の会議での報告、説明等の業務

センターは、市が設置した運営協議会の意見を踏まえて、適正、公正かつ中立な運営を確保すること。そのため、センターは年度毎に事業計画を立て、業務の遂行状況の評価し、次年度の事業に反映させ、PDCA サイクルを確立させるために事業計画書等を提出し評価を受けるものとする。その他、運営協議会等において「平成 30 年 5 月 10 日付地域包括支援センターの設置運営について（平成 18 年老計発 1018001 号、老振発第 1018001 号、老老発第 1018001 号）」及び「岩沼市地域包括支援センター運営協議会設置要綱（平成 17 年 11 月 30 日告示第 77 号）」により必要な事項について市に協力するものとする。

④ 適正な記録管理に関する業務

業務の実施に係る書類、磁気媒体等について、適正な管理を行うとともに、これらの散逸等がないよう必要な措置を講じるものとする。

⑤ 災害等への対応

センターは、災害発生時及び防災に関して、市並びに他圏域のセンターと連携を図り、必要な支援を行うこと。また、「熱中症警戒情報」が発令された場合等の熱中症の危険性が極めて高くなると予測された場合には、熱中症に関する注意喚起、見守り等を行うこととする。

⑥ その他センターを適正に運営するために必要な業務

（会計）

第 8 条 センターが実施する業務内容について、法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ニに規定する第一号介護予防支援事業及び同条第 5 項法第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援の事業に係る会計は明確に区分しなければならない。

（協議）

第 9 条 この方針を変更又は廃止する場合は、あらかじめセンターの設置者と協議の上定める。

（様式等）

第 10 条 この方針に定める様式については、当該様式に準ずるものでも可とする。

（その他）

第 11 条 この方針に定めることのほか必要な事項は市長が別に定める。